# 水産物部出荷奨励金交付承認要領

(目的)

第1条 この要領は、業務規程第66条の規定に基づき、水産物部における出荷 奨励金の交付及び出荷奨励金の額の公表等に関し必要な事項を定めることを 目的とする。

(出荷奨励金)

- 第2条 出荷奨励金とは、卸売業者が集荷取引について、出荷の奨励その他の目的をもって、出荷者又はその組織する団体(以下「荷主」という。)に支出する交付金及び本来荷主が負担すべき費用を荷主に代わってする負担をいう。 (交付の限度)
- 第3条 卸売業者が荷主に交付する出荷奨励金の最高支出限度額は、その年度 の委託集荷にかかる卸売金額から消費税額及び地方消費税額を控除した金額 (以下、「対象額」という。) に 1000 分の 3 及び 100 分の 110 を乗じて得た額 に相当する額とする。

(承認基準)

- **第4条** 個々の荷主に対する出荷奨励金の交付は、次の各号に掲げる基準に基づき交付するものとする。
  - (1) 委託集荷に係る同一品目について、その対象額に 1000 分の 25 及び 100 分の 110 を乗じて得た額に相当する額以内の額とする。
  - (2) 年間交付累計額が当該荷主の委託集荷に係る対象額に 1000 分の 20 及び 100 分の 110 を乗じて得た額に相当する額以内の額とする。
  - (3) 前2号の基準に係わらず、市長が特別の事情があると認めた場合はこの 限りでない。

(申請手続)

第5条 卸売業者は出荷奨励金の交付について業務規程第66条第1項の承認を 受けようとするときは、その都度出荷奨励金交付承認申請書(施行規則様式 25)により申請するものとする。

(承認方法)

第6条 市長は、卸売業者から前条の申請があった場合は、業務規程第66条第 3項の規定に基づき個別に審査を行うものとし、第3条に定める最高支出限 度額の範囲内で承認する。 (交付状況の報告)

- 第7条 卸売業者は、出荷奨励金の交付状況について、毎月10日までに前月分の交付額を出荷奨励金月間交付状況報告書(様式1)により市長に報告しなければならない。
- 2 卸売業者は、当該年度における出荷奨励金の交付状況について、当該年度 終了後30日以内に出荷奨励金年間交付状況報告書(様式2)により市長に報 告しなければならない。

(交付額の公表)

**第8条** 卸売業者は、出荷奨励金の交付状況について、毎月 10 日までに前月分の交付額をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

附則

この要領は、平成14年4月17日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

## 様式1

## 出荷奨励金月間交付状況報告書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

卸売業者の名称

水産物部出荷奨励金交付承認要領第6条第1項の規定により、 月分について下記のとおり報告いたします。

記

出荷奨励金交付額	円

備考 この様式により難いときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

### 様式2

### 出荷奨励金年間交付状況報告書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

卸売業者の名称

水産物部出荷奨励金交付承認要領第6条第2項の規定により、 年度分に ついて下記のとおり報告いたします。

記

#### 1 交付率

	項目	年度計
総受託品卸売金額		円
総受託品対象額	(A)	円
出荷奨励金交付金額	(B)	円
交付率	B/ (A×110/100)	%

2 出荷者別出荷奨励金対象受託金額、出荷奨励金交付金額及び交付率

順位	出荷者名	出荷奨励金対象 受託品受託品対象額	出荷奨励金 交 付 金 額	交付率
1		円	円	%
2		円	円	%
3		円	円	%
4		円	円	%
5		円	円	%
6		円	円	%
7		円	円	%
8		円	円	%
9		円	円	%
10		円	円	%
その他		円	円	%
合 計		円	円	%

- ※ 対象額は、卸売金額から消費税額及び地方消費税額を控除した金額をいう。
- ※ 順位は出荷奨励金交付金額の上位10社及びその他の出荷者とする。

備考 この様式により難いときは、これに準じて別の様式を用いることができる。